

## 経営者保証ガイドラインQ & Aの改定概要

### **1. ガイドラインの適用対象【G L Q&A. 3 の改定】**

ガイドラインの適用対象となる「中小企業・小規模事業者等」について、企業以外の者（社会福祉法人など）も対象になり得ることを明確化。

### **2. 弁済の誠実性や適時適切な開示の要件の明確化【G L Q&A. 3-3 及び 3-4 の新設】**

ガイドラインの適用要件として、主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、財産状況等について適時適切に開示していることが規定されているが、これらの要件について、債務整理着手前や一時停止前の行為にも適用されるものの、債務整理着手前や一時停止前に債務不履行や不正確な開示があったことなどをもって直ちにガイドラインの適用が否定されるものではない旨を明確化。

併せて、自由財産を弁済対象としないことをもって、弁済の誠実性が否定されるものではないことを明確化。

### **3. 免責不許可事由が生じるおそれがないことの判断時点の明確化 【G L Q&A. 7-4-2 の改定】**

保証債務の整理時におけるガイドラインの適用要件の一つとして規定されている、保証人に免責不許可事由が生じるおそれがないという要件については、保証債務の整理の申し出から弁済計画の成立までの間において、免責不許可事由に該当する行為をするおそれのないことを意味する旨を明確化。

### **4. 保証人保有資産の処分・換価による金銭の残存資産への算入 【G L Q&A. 7-14-2 の新設】**

保証人が保有する資産を処分・換価して得られた金銭の一部についても、保証人の残存資産の範囲に含むことが可能である旨を明確化。

### **5. 保証人の資産の売却額の増加が見込まれる場合における回収見込額の増加額の算出方法【G L Q&A. 7-16 の改定】**

再生型手続において、保証人の資産の売却額が、現時点において破産手続を行った場合に比べ、増加すると合理的に考えられる場合は、当該増加分を加えて、回収見込額の増加額を算出することが可能であることを明確化。

また、清算型手続において、主たる債務者又は保証人の資産の売却額が、破産手続を行った場合の資産の売却額に比べ、増加すると合理的に考えられる場合は、当該増加分を加えて、回収見込額の増加額を算出することが可能であることを明確化。